

渋谷区福祉人材支援手当（介護） の支給に係る補助事業について

令和8年7月 福祉部介護保険課

■ 渋谷区福祉人材支援手当（介護）の支給に係る補助事業（事業概要）

事業背景・目的

- ・ 介護保険サービスの利用者ニーズが増加する一方で、介護現場の人材不足は深刻化
- ・ 全産業と介護・福祉分野の平均賃金の格差は拡大傾向
- ・ 令和6年度から都の手当支給が開始され、今後は国の報酬改定も予定されているものの、物価や地価が高い都心部においては格差是正の実現には至らない

⇒区独自に福祉人材支援手当を支給し、区内事業所の人材確保・定着を促進することで、サービスの質向上および運営体制の安定化を目指す

事業概要

【対象職種】

介護保険施設または事業所に勤務する介護職員・介護支援専門員

【対象者】

常勤及び非常勤職員（所定労働時間または実労働時間が週20時間以上または月80時間以上）

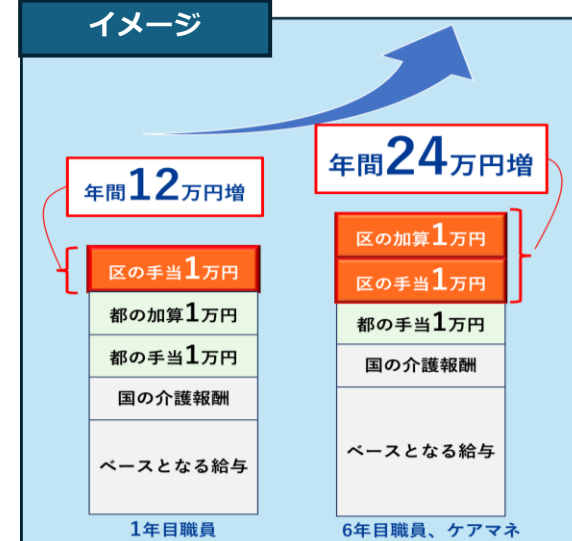
【手当額】

対象者1人あたり1万円/月（介護支援専門員または勤続6年目以降の介護職員には、1万円/月を加算）
※社会保険料の15%分を別途補助

【事業スキーム】



イメージ



※都の手当及び加算は「東京都居住支援特別手当」を指す

全産業との平均賃金の格差が拡大している介護業界で働く従事者に対し、
処遇改善のために、福祉人材支援手当を支給する事業者を支援

- ・ 介護職員および介護支援専門員に月額 1 万円を支給します。
- ・ 介護支援専門員または法人勤続 6 年目以降の介護職員は、さらに月額 1 万円を加算します。
- ・ 渋谷区内の介護保険施設・事業所（以下「事業所」という）において、
一定程度介護及び介護支援専門員の仕事をしている職員はすべて対象となります。
- ・ 介護事業所と障がい事業所とを福祉・介護職員として兼務している場合、両方の補助金に重複して申請することはできません。
- ・ 既存の手当てに充当することは認められません。
- ・ 必ず新たに「渋谷区福祉人材支援手当」を創設し、支給してください。

以下に記載するサービスを運営する区内の事業所

1	介護老人福祉施設	11	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
2	介護老人保健施設	12	夜間対応型訪問介護
3	介護医療院	13	(介護予防)認知症対応型通所介護
4	訪問介護	14	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
5	(介護予防)訪問入浴介護	15	看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)
6	通所介護	16	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
7	(介護予防)通所リハビリテーション	17	地域密着型特定施設入居者生活介護
8	(介護予防)短期入所生活介護	18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
9	(介護予防)短期入所療養介護	19	地域密着型通所介護
10	(介護予防)特定施設入居者生活介護	20	居宅介護支援

- ・ 老人福祉法に基づく養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームは、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合に対象となります。
- ・ 指定管理施設（本事業の対象事業種別）はすべて対象となります。

■ 対象職種・条件

介護職員、訪問介護員、サービス提供責任者、生活相談員、支援相談員、
介護支援専門員、計画作成担当者

- 対象は、常勤職員および非常勤職員です。
所定労働時間または実労働時間が週20時間以上または月80時間以上の職員で、
上記対象職種の職務として人員配置されていれば対象となります。
- 事業所の**管理者**についても、上記対象職種の職務として、所定労働時間または実労働時間が
週20時間以上または月80時間以上配置されていれば対象となります。
- **役員（法人代表者を含む）**についても、週20時間以上または月80時間以上、
上記対象職種の職務として人員配置されていれば、対象となります。

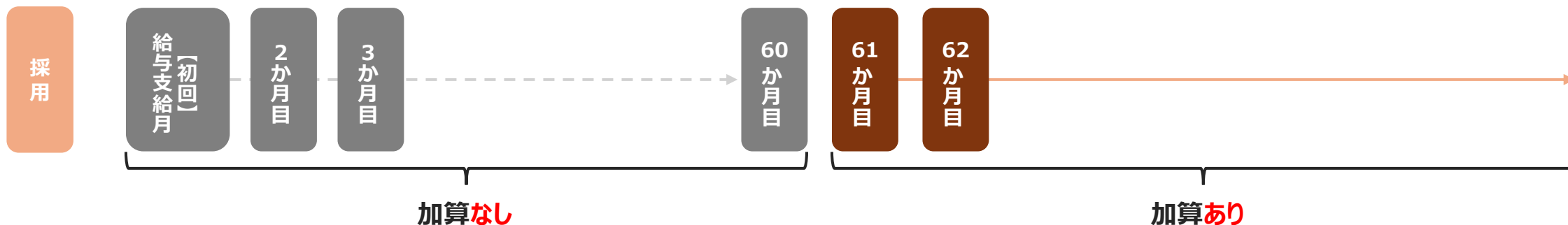
※事業者から直接給与を受けていない職員（派遣職員）は**対象外**です。

■ 介護支援専門員または法人勤続 6 年目以上の介護職員への加算（考え方）

介護支援専門員または勤続年数が同一法人内で 6 年目以降の介護職員へは月額1万円を加算

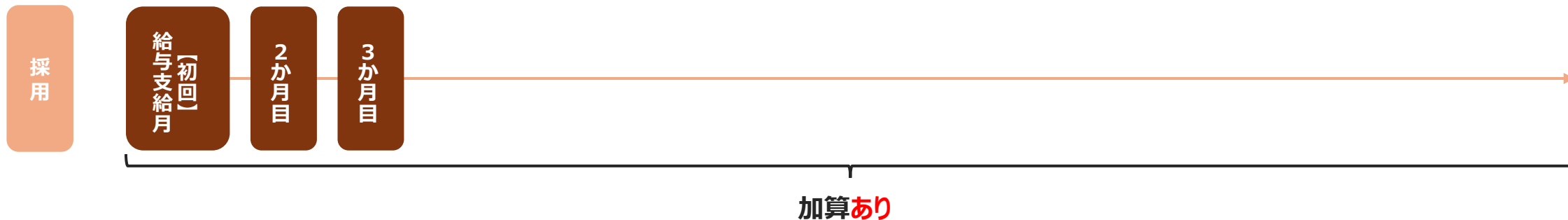
■ 介護職員

この加算は、雇用を開始した月に係る分から**引き続く61か月目に係る分以降**が対象となる。



■ 介護支援専門員

この加算は、**介護支援専門員**または**計画作成担当者**として業務を行う者が対象となる。



■ 事業スキーム

まず給与規程（就業規則）等を改定してから、渋谷区に補助金を申請
申請の際には改定した給与規程等の添付が必要



- 手当の支給は、原則月例払いです。
- ただし、事業者が当該補助金の交付申請を行う初年度においては、手当の支給を年度当初まで遡及して支払うことも可能です。
- 補助金申請は、原則オンライン申請とします。

■ 手当の創設

補助金の申請には、まず「渋谷区福祉人材支援手当」を創設し、
給与規程（就業規則）等に記載、労基署への届け出が必要

- 手当名は「**渋谷区福祉人材支援手当**」としてください。
- また、区の補助条件に沿った手当だと分かるよう、
「渋谷区福祉人材支援手当（介護）の支給に係る補助事業実施要綱」に準拠して支給する旨を記載してください。
- 当該事業の対象者以外に独自に支給する場合は、区の手当とは別の名称の手当により支給してください。

※当該事業の対象者への支給であっても、渋谷区福祉人材支援手当の額よりも**多い額**を支給する場合、
手当との差額分については、独自手当として別の名称の手当により支給してください。

■手当の創設

＜給与規程の記載例＞

（渋谷区福祉人材支援手当）

第〇条 「渋谷区福祉人材支援手当（介護）の支給に係る補助事業実施要綱」の運用に準拠し支給するものとする。この手当の支給は「渋谷区福祉人材支援手当」の交付対象となる期間とする。

2 この手当の支給額は次による。

（1）「渋谷区福祉人材支援手当（介護）の支給に係る補助事業実施要綱」第5条第1項第3号アに当たる支給額

10,000円

（2）「渋谷区福祉人材支援手当（介護）の支給に係る補助事業実施要綱」第5条第1項第3号イに当たる加算額

10,000円

（3）「渋谷区福祉人材支援手当（介護）の支給に係る補助事業実施要綱」第5条第1項第3号ウに当たる加算額

10,000円

※あくまで記載例になりますので、文言は法人内でご検討ください。

■ 補助金の支払い方法・精算方法

補助金は手当の支給予定分を交付決定後順次支払い（概算前払い）
実績確定後、実際の支給額に応じて精算・返金が必要

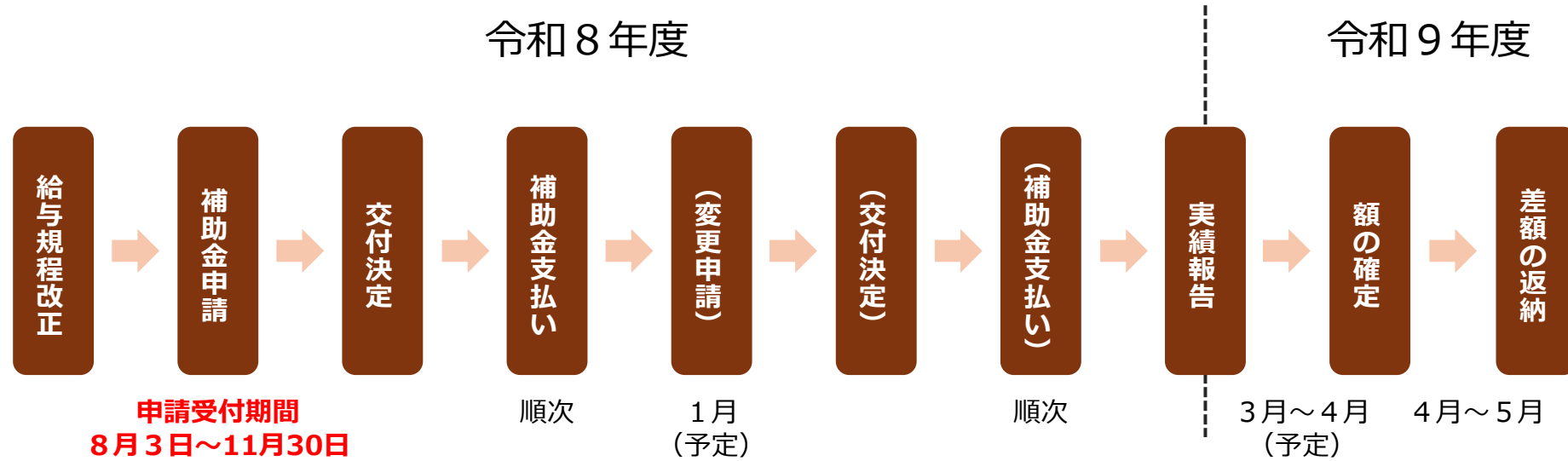
- 補助金はその年度の手当の支給予定に基づき申請します。
- 審査後、**支給予定額**および**その金額の15%（社会保険料事業者負担相当）**が支払われます。
- 実際の手当の支給額が確定したら、実績報告を提出し、余った金額の返金が必要になります。

※本年度末（翌年 3 月31日）までに支払われた分までの経費が補助対象経費です。

補助対象は、交付決定を受けた年度内の手当支給経費のため、**翌年 4 月支給分は対象外**です。

■ 申請スケジュール

補助金の申請受付は8月3日から11月30日まで
補助金は4月分に遡及して申請可



- 申請は8月3日から受け付けますが、4月分から申請できます。
- 追加申請（変更申請）が必要な場合は、令和9年1月（予定）に受け付けます。
- 申請は法人ごとに行ってください。（×事業所ごと）

■お問い合わせ

ご不明点等は以下担当まで、原則電子メールでご照会ください。

また、照会の際は、件名に「渋谷区福祉人材支援手当（介護）についての照会」と明記していただきますようお願いいたします。

※ご不明点等がある場合、まずは当該説明資料や申請等の手引き、FAQをご確認ください。

お問い合わせ
渋谷区福祉部介護保険課事業所支援主査 sec-kaigo-jigyosho@shibuya.tokyo